

**令和2年度（2020年度）**

# **千葉大学園芸学部**

**私費外国人留学生入試 学生募集要項**

**令和元年（2019年）6月**

### 〔出願書類の提出・問合せ先〕

出願書類の提出、問合せ等は、園芸学部で受け付けています。電話での問合せは、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までの間とし、原則として志願者本人が行ってください。

| 担当部署                  | 電話番号         | 住所                   |
|-----------------------|--------------|----------------------|
| 松戸地区事務部<br>松戸地区事務課学務係 | 047-308-8712 | 〒271-8510 松戸市松戸648番地 |

### 〔個別の入学資格審査申請先〕

1～2ページの「Ⅱ. 出願資格」(3)において、「カ」の要件で出願しようとする者は、入学資格審査申請を学務部入試課にて受け付けています。申請の詳細は6ページの「Ⅵ. 個別の入学資格審査」をご覧ください。

| 担当部署   | 電話番号         | 住所                       |
|--------|--------------|--------------------------|
| 学務部入試課 | 043-290-2182 | 〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1番33号 |

### 一般的注意事項

1. この要項には、出願から入学手続までの諸手続を詳しく記載してあります。内容を取り違えることがないようによく読んでください。
2. この要項は、試験当日はできる限り持参してください。
3. 試験当日、最寄りの駅から試験場周辺にかけて合否電報等の勧誘や物品の販売等をしていること  
がありますが、これらの行為は本学とは一切関係がありませんので、不当な料金を請求される等の  
トラブルに巻き込まれないよう十分注意してください。そのような事故が生じても本学は一切責任  
を負いません。
4. 試験の実施に関して変更等が生じる場合は、速やかに本学ホームページ等でお知らせします。

### 園芸学部私費外国人留学生入試関係日程の概要

| 日 程                            | 事 項       |
|--------------------------------|-----------|
| 令和元年（2019年）10月28日（月）～10月30日（水） | 出 願 受 付   |
| 11月9日（土）                       | 面 接       |
| 12月6日（金）                       | 合 格 者 発 表 |
| 令和2年（2020年）2月19日（水）            | 入 学 手 続   |

## I. 募集する学科及び募集人員

| 募集学科     | 募集人員 |
|----------|------|
| 園芸学科     | 若干名  |
| 応用生命化学科  | 若干名  |
| 緑地環境学科   | 若干名  |
| 食料資源経済学科 | 若干名  |

## II. 出願資格

日本国籍を有しない者で、かつ、次の(1)~(4)のすべての要件を満たすもの（大学入試センター試験は免除します。）

(1) 出入国管理及び難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格を有する者（日本国永住者を除く。）

(2) 平成29年（2017年）11月以降に実施された「TOEFL」又は「TOEIC L&R」を受験した者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び令和2年（2020年）3月までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(注) 「これに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」は、次のとおりです。

- 1 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、18歳に達したものと及び令和2年（2020年）3月までに18歳に達するもの
- 2 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したもの
- 3 外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における11年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者及び令和2年（2020年）3月までに修了見込みの者

イ スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者

ウ ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者

エ フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者

オ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者

カ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和2年（2020年）3月までに18歳に達するもの

[個別の入学資格審査を受けようとする者は、6ページの「VI. 個別の入学資格審査」を参照してください。]

(4) 日本学生支援機構の平成30年度（2018年度）11月実施、又は令和元年度（2019年度）6月実施の日本留学試験において、各学科が指定する科目を受験し、各学科に設定された基準点を超えている者

| 学科・課程・分野        | 日本語 | 総合科目 | 数 学         | 理 科 |    |    |             | 出題言語 | 基準点                  |
|-----------------|-----|------|-------------|-----|----|----|-------------|------|----------------------|
|                 |     |      |             | 物理  | 化学 | 生物 | 科目選択        |      |                      |
| 園芸学科<br>応用生命化学科 | ○   |      | コース2        |     |    |    | 2科目<br>自由選択 | 日本語  | 指定する科目の<br>合計点が75%以上 |
| 緑地環境学科          | ○   |      | コース1<br>又は2 |     |    |    | 2科目<br>自由選択 |      | 指定する科目の<br>合計点が70%以上 |
| 食料資源経済学科        | ○   |      | コース1<br>又は2 |     |    |    |             |      | 指定する科目の<br>合計点が70%以上 |

### Ⅲ. 出願手続等

(1) 出願受付期間 令和元年（2019年）10月28日（月）～10月30日（水）17：00（必着）

(2) 出願方法及び出願書類の提出先

(1)の出願受付期間の9：00～17：00（12：00～13：00を除く）に松戸地区事務部松戸地区事務課学務係へ直接持参してください。

やむを得ず郵送する場合は、郵送用の封筒を各自で用意して、封筒に「私費外国人留学生入試願書在中」と朱書のうえ、松戸地区事務部松戸地区事務課学務係あてに配達に要する日数を見込んで早めに簡易書留で郵送してください。

(3) 出願書類

次の①～⑧までの書類を提出してください。なお、出願書類の作成に不明な点があるときは、松戸地区事務部松戸地区事務課学務係へ問い合わせてください。

(注) 1 出願書類に不備があると受理できませんので、間違いのないよう十分注意してください。

2 受理した出願書類は、いかなる理由があっても返還しません。

3 証明書の原本を提出できない場合は、受付窓口で原本を提示し、その写し（コピー）を提出してください。

4 ③、⑧の証明書において、科目名・成績評価等が符号・略字等により表示されている場合は、その説明書を添付してください。

5 志願票等に虚偽の記載をした者は、入学後であっても入学の許可を取り消すことがあります。

|   |                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | <b>志願票等</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 志願票</li> <li>・ 写真票</li> <li>・ 受験票</li> </ul> | <p>この要項に添付している所定の用紙を使用してください。記入に当たっては、下記(注)及び志願票等に記載されている記入上の注意をよく読んで、黒のボールペンで自筆、楷書でていねいに記入してください。誤って記入した場合は、二重線で消し、余白に記入してください。なお、「※」の欄は記入しないでください。</p> <p>(注1) 「志願票」には、検定料振込証明書「貼付用（大学提出用）」（出納印が押印済のもの）を貼り付けてください。</p> <p>(注2) 「写真票」及び「受験票」には、同じ写真（大きさ縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽で最近3カ月以内撮影のもの）を貼り付けてください。</p> <p>(注3) 「志望学科」については、提出後に変更することはできません。</p>                                                                                                                                                          |
| ② | <b>振込証明書「貼付用（大学提出用）」</b> （出納印が押印済のもの）                                                                | <p>出願する前に、この要項に添付している所定の振込用紙に記入のうえ検定料17,000円を最寄りの銀行等の窓口で振り込んでください。（振込手数料は本人負担となります。なお、ゆうちょ銀行では振り込むことができませんので注意してください。また、ATM（現金自動預払機）は使用できません。）</p> <p>振込後に銀行等から受領した振込証明書「貼付用（大学提出用）」を、「志願票」の裏面に貼り付けてください。</p> <p>(注1) いったん納入した検定料は、原則として返還しません。</p> <p>ただし、検定料を誤って振り込み、出願しなかった者が所定の返還手続を行った場合は検定料の全額を、また日本留学試験の成績請求により受験資格の不足が判明した者が所定の返還手続を行った場合は検定料のうち13,000円を返還します。返還手続の詳細については、松戸地区事務部松戸地区事務課学務係に確認してください。なお、いずれの場合も令和2年（2020年）3月31日17：00までに所定の手続きを行ってください。</p> <p>(注2) 検定料に不足がある場合には、受験資格が認められません。</p> |

|                                                        |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③                                                      | 成績証明書、<br>修了証明書等<br>(郵送で出願する<br>場合は原本を提出) | 出願資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 提出書類                                                                                                                               |
|                                                        |                                           | 1. 外国において学校教育における12年の課程の修了(見込)者                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 成績証明書及び修了(見込)証明書<br>(大学卒業(見込)者は、大学の成績証明書及び修了(見込)証明書を併せて提出のこと)                                                                      |
|                                                        |                                           | 2. 上記1に準ずる者で文部科学大臣の指定したもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 次のうち該当するすべての書類<br>(1) 我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程の成績証明書及び修了(見込)証明書<br>(2) 外国において、高等学校に対応する学校の課程の成績証明書及び修了(見込)証明書<br>(3) 当該国の検定の合格成績証明書 |
|                                                        |                                           | 3. 国際バカロレア資格取得者                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 最終試験6科目の成績証明書及び資格証書                                                                                                                |
|                                                        |                                           | 4. アビトゥア資格取得者                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 一般的大学入学資格証明書                                                                                                                       |
|                                                        |                                           | 5. フランス共和国におけるバカロレア資格取得者                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | バカロレア資格試験成績証明書                                                                                                                     |
|                                                        |                                           | 6. ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者                                                                                                                                                                                                                                                                           | ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル試験の成績評価証明書                                                                                   |
| ※ 事前に個別の入学資格審査の際に成績証明書、修了証明書等を提出している場合は再度提出する必要はありません。 |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                    |
| ④                                                      | 受験票送付用封筒                                  | この要項に添付している所定の封筒に、志願票に記載した「本人の受信場所」(日本国内に住所を有しないときは知人等の日本国内の住所)を書き、394円分の郵便切手(簡易書留料金を含む。)を貼ってください。                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                    |
| ⑤                                                      | あて名シール<br>(合格通知書送付用)                      | この要項に添付している所定のあて名シールに、合格者発表時(6ページ参照)の郵便番号、住所(日本国内)、氏名を記入してください。                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                    |
| ⑥                                                      | 住民票の写し                                    | 市区町村発行のもの(在留資格及び在留期間が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)。<br>なお、住民登録していない者はパスポートの写しを提出してください。パスポートの写しは、本人の氏名、生年月日、性別、在留資格を表示する部分及び日本国査証の部分とします。                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                    |
| ⑦                                                      | 日本留学試験の成績通知書の写し(コピー)                      | 平成30年度(2018年度)日本留学試験の第2回(11月実施分)又は令和元年度(2019年度)日本留学試験の第1回(6月実施分)の「成績通知書の写し(コピー)」を提出してください。                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                    |
| ⑧                                                      | 「TOEFL」又は「TOEIC L&R」の成績評価証明書              | Educational Testing Service(ETS)の実施するTest of English as a Foreign Language(TOEFL)又はTest of English for International Communication L&R(TOEIC L&R)の成績評価証明書を提出してください。なお、平成29年(2017年)11月以降に実施された「TOEFL」又は「TOEIC L&R」の成績評価証明書を提出してください。<br>※ 「TOEFL」の成績評価証明書は、TOEFL受験後に受験者に送付される「Examinee Score Report」(受験者用控えスコア票)でも提出できます。 |                                                                                                                                    |

※入学者選抜の過程で収集した個人情報が入学者選抜の実施のほか、管理運営業務、修学指導業務、入学者選抜方法等における調査・研究に関する業務等を行うために利用します。

※ビザ関係の手続きについては、出願者が事前に十分に確認して自らの責任で手続きを行ってください。

在留資格認定証明書交付希望の方は、12月15日までに学務係に連絡の上、12月中に必要な書類を提出してください。

## IV. 入学者選抜

### (1) 選抜方法

日本留学試験の成績及び本学部で実施された面接の成績並びに提出された成績証明書等の内容を総合して合格者を決定します。

面接は次のとおりです。

|                                       |      |                                |
|---------------------------------------|------|--------------------------------|
| 学科                                    | 選抜期日 | 令和元年（2019年）11月9日（土）            |
| 園芸学科<br>応用生命化学科<br>緑地環境学科<br>食料資源経済学科 |      | 面接（大学教育に必要な基礎学力に関する口頭試問を行います。） |

### (2) 面接の時間及び面接場所等

#### ア 面接の時間

面接の集合時間等は受験票発送時にお知らせします。受験票は、面接の一週間前までに送付します。

#### イ 面接場所及び注意事項等

(ア) 面接前日に当日の集合場所、その他注意事項等を園芸学部の掲示板に掲示しますので、確認してください。

(イ) 面接当日は、「日本留学試験受験票」（本学に提出した成績の実施分のもの）及び「千葉大学受験票」を必ず持参・携帯してください。

(ウ) 受験時の宿泊（試験場周辺の旅館・ホテル）については紹介しませんので、各自で手配してください。

## V. 身体等に障害のある入学志願者の事前相談

身体等に障害があり、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする場合は、あらかじめ本学部に事前相談の申請を行ってください。

(1) 事前相談の締切日 令和元年（2019年）10月4日（金）

(2) 提出書類：①事前相談申請書（用紙は、松戸地区事務部松戸地区事務課学務係に請求してください。）  
②障害の種類及び必要とする具体的な措置等を記載した医師の診断書

(3) 書類提出先：松戸地区事務部松戸地区事務課学務係

(4) 事前相談の方法：事前相談申請書に基づき、本学関係者で検討します。必要のある場合、本人、保護者又は出身学校関係者に照会する場合があります。

## VI. 個別の入学資格審査

「Ⅱ. 出願資格」(3)において、「カ」の要件で出願しようとする者は、次のとおりに入学資格審査の申請を行ってください。

(1) 入学資格審査申請期間 令和元年(2019年)9月30日(月)～10月4日(金)(必着)

(2) 申請方法及び提出先

以下の書類を申請期間の9:00～17:00に学務部入試課へ直接持参してください。

やむを得ず郵送する場合は、配達に要する日数を見込んで早めに書留速達等で【〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1番33号 千葉大学学務部入試課入試係】あてに郵送してください。申請期間内までに到着しない場合は、受理しません。

認定の結果は、本人宛文書で通知します。令和元年(2019年)10月24日(木)までに届かない場合には、学務部入試課入試係まで問い合わせてください(電話:043-290-2182)

ア 入学資格審査申請書(この要項に添付している所定の用紙を使用)

イ 成績証明書, 修了(見込)証明書

ウ 出身学校の履修規程(カリキュラム)等(卒業に必要な授業科目・単位数がわかるもの)

エ 結果通知用封筒

長形3号の封筒を用意し、郵便番号、住所(日本国内に住所を有しないときは知人等の日本国内の住所)、氏名を記入し、84円切手を貼ってください。

## VII. 合格者発表等

(1) 合格者発表

入学者選抜の結果、合格者は12月6日(金)13:00に受験番号を園芸学部掲示板に掲示します。なお、電話等による問合せには応じません。

※追加合格は行いません。

(2) 合格通知書及び関係書類の送付

合格者には、合格者発表後速やかに合格通知書及び関係書類を、「あて名シール」に記載された住所(日本国内)あてに書留速達郵便等で送付します(直接交付はしません。)ので、確実に受け取れるようにしてください。なお、合格者であるにもかかわらず上記書類が届かない場合は、松戸地区事務部松戸地区事務課学務係へ問い合わせてください。(不合格者への通知は行いません。)

## Ⅷ. 入学手続

### (1) 入学手続日時及び場所

合格者は、2月19日(水)の9:00~11:30、13:00~16:00に、園芸学部へ直接出向いて入学手続を行ってください。入学手続を行わないと入学を辞退したものと見なしますので十分注意してください。

### (2) 入学手続の際に納入する経費

入学手続の際には、次の経費が必要です。

| 入 学 料    | 学生保健互助会費      | 学生教育研究災害傷害保険料            | 合 計      |
|----------|---------------|--------------------------|----------|
| 282,000円 | 4年分<br>8,000円 | 4年分・付帯賠償Aコース含む<br>4,660円 | 294,660円 |

(注)

- 1 入学料については、入学手続時に納入願います。
- 2 授業料については、入学後の前期分授業料は5月に、後期分授業料は10月に口座引き落としにより納入してください。口座引落手続等についての詳細は入学手続の際に改めてお知らせします。なお、前期分・後期分授業料はそれぞれ267,900円(年額535,800円)です。また、入学して2年目から、前期分授業料は4月が口座引き落としの月となります。
- 3 入学料及び授業料等の改定が行われた場合には、改定時から新入学料及び新授業料等が適用されます。なお、令和2年(2020年)4月入学者から、授業料の改定を検討しております。改定する場合には、7月頃までに千葉大学ホームページ等でお知らせします。
- 4 入学料及び授業料が免除される制度があります。詳細は、千葉大学ホームページ <http://www.chiba-u.jp/campus-life/payment/exemption.html> をご覧ください。  
入学料及び授業料免除に関する問合せ先  
学務部学生支援課 電話043-290-2178
- 5 学生保健互助会費(疾病負傷の際に相互に救済し、進んで健康保持に寄与することを目的としております。)及び学生教育研究災害傷害保険料(正課中、学校行事中、課外活動中、通学中における傷害事故に対して補償するものです。また、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりした場合の補償も含まれます。保険料の改定が行われた場合には、改定時から新保険料が適用されます。)は、3月31日までに郵便局又はゆうちょ銀行で払い込んでください。  
詳細は、学務部学生支援課へ問い合わせてください。  
電話043-290-2220(学生保健互助会)  
電話043-290-2162(学生教育研究災害傷害保険)
- 6 納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。
- 7 入学手続完了者が3月31日17:00までに入学を辞退した場合には、申し出により既に納入済の学生保健互助会費及び学生教育研究災害傷害保険料を返還します。